

監事の意見書

監 事 の 意 見 書

農業保険法第53条第1項の規定により平成29年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を実施し、その正確適正なることを認める。

農家・組合員が安心して安定的な農業経営ができるよう、平成30年度に開始される収入保険制度と改正農業共済制度をセーフティネットの両輪として有効活用すること。特に収入保険事業については、初めて手掛ける事業であることから職員の更なる資質向上を図り、普及推進に努めることを望む。

平成30年5月16日

東京都農業共済組合
代表監事 加藤 篤 司
監 事 平 野 博